

申請期限
出産日の翌日から2年以内

出産したとき

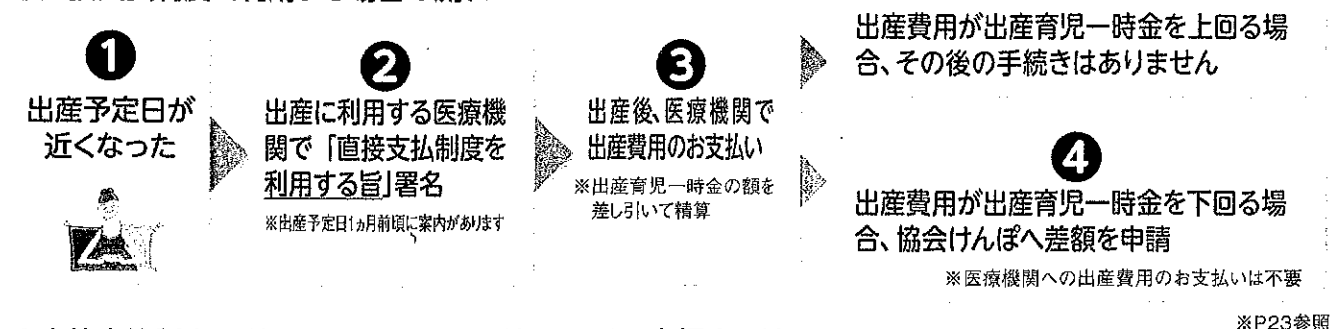
出産育児一時金とは

協会けんぽの加入者の方が出産したときは「出産育児一時金」が支給されます。

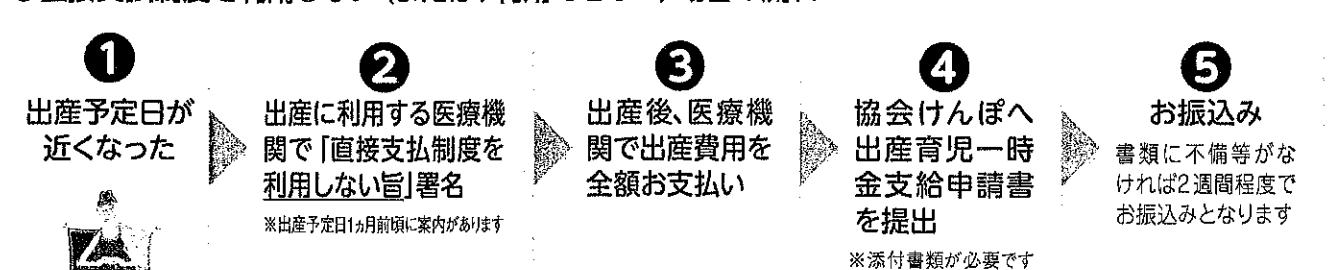
出産育児一時金の直接支払制度を利用すると便利です

協会けんぽから医療機関等に出産育児一時金を直接支払う「直接支払制度」を利用すると、出産費用に出産育児一時金を充てることができ、窓口での支払いを減らすことができます。

●直接支払制度を利用する場合の流れ



●直接支払制度を利用しない（または、利用できない）場合の流れ



※直接支払制度を実施できない一部の医療機関では、医療機関が出産育児一時金を受け取る「受取代理」制度を利用することができます。ただし、出産前に協会けんぽへ「受取代理申請書」を提出する必要があります。詳しくはおたずねください。
※海外で出産したときは、直接支払制度や受取代理制度をご利用いただけませんので、出産後に添付書類とともに出産育児一時金支給申請書の提出が必要です。

出産育児一時金の支給額

「産科医療補償制度に加入している医療機関での出産であり、在胎週数22週以降の出産か」によって、支給額は下記のように分かれます。

産科医療補償制度加入医療機関で在胎週数22週以降の出産

出産育児一時金の支給額

42万円

産科医療補償制度加入医療機関で在胎週数が22週に達しなかった出産

40万4千円

産科医療補償制度未加入の医療機関で出産



出産とは

妊娠35日以後の生産(早産)、死産(流産)、人工妊娠中絶をいいます。

産科医療補償制度とは

医療機関が加入する制度で、加入機関で出産され、万一、分娩時の何らかの理由により重度の脳性まひとなった場合、赤ちゃんのご家族の経済的負担を補償するものです。

退職などで資格喪失した後の出産育児一時金について

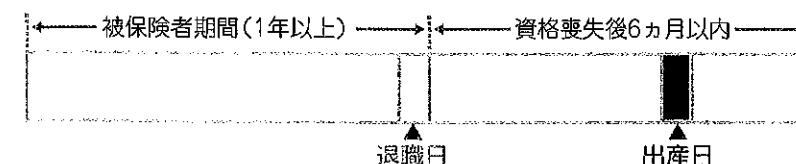
下記の①～②の要件を満たす場合のみ、被保険者が資格喪失した後の出産(被扶養者の出産については対象となりません)であっても、出産育児一時金のお手続きをすることが可能です。

ただし、この場合は「資格喪失後に加入する健康保険」から一時金の支給を受けることができません。

(※申請書には「在职時」の健康保険証の記号・番号を記入願います)

- ①退職日までに、1年以上継続して被保険者であること
- ②資格喪失後6ヵ月以内の出産であること

●イメージ図



帝王切開等(保険適用)による分娩の場合は、限度額適用認定証をご申請ください → P.16

帝王切開等による分娩の場合は、健康保険が適用されます。帝王切開等の自己負担額は高額となりますので、協会けんぽへ「限度額適用認定証」をご申請ください。

限度額適用認定証を利用すると、自己負担額を限度額までのお支払いでとどめられます。

直接支払制度を利用した場合、出産費用によってその後の手続きが変わります

加入者の方は出産後、出産費用の精算がありますが、出産費用が出産育児一時金の金額を上回るか、下回るかでその後の手続きが変わります。

出産費用が出産育児一時金の額を上回る場合

加入者の方は、医療機関等へ出産費用の残額をお支払いください。その後、協会けんぽへのお手続きは必要ありません。

(例) 出産費用が47万円の場合

出産費用	出産育児一時金	医療機関へ支払う額
47万円	42万円	5万円

出産費用が出産育児一時金の額を下回る場合

協会けんぽへ差額分の申請が必要です(申請により、加入者の方は差額分を受け取ることができます)。

(例) 出産費用が40万円の場合

出産育児一時金	出産費用	差額支給分
42万円	40万円	2万円

出産から2~3ヵ月程度後に、差額支給分の申請書を協会けんぽからお送りいたします。

差額申請の案内が届く前に差額支給分を受け取りたい場合は、協会けんぽへ下記①~④をご提出ください。

- ① 出産育児一時金内払金支払依頼書・差額申請書
- ② 出産費用の領収・明細書のコピー(医療機関等が交付)
- ③ 直接支払制度に係る代理契約に関する文書のコピー(医療機関等が交付)
- ④ 医師・助産師による証明(死産の場合のみ)